

## 処遇改善加算

### 加算届及び計画書の提出期限

	区分	算定を受けようとする月	提出期限
加算届	新規届出分	例：10月から	8月末日
加算届	定期届出分	4月から	2月末日
変更	加算Ⅲ⇒Ⅰ 例：訪問介護	例：9月から	8月15日
変更	加算Ⅲ⇒Ⅰ 例：特定施設	例：9月から	8月末日

※加算届及び計画書の提出期限は、算定を受けようとする月の前々月の末日です

※キャリアパス要件等の加算率変更により加算の種類が変更になる場合の提出期限は、上記のとおり他の加算と同じ期限になります

### 実績報告の提出期限

	区分	算定期間	提出期限
定期報告	例：平成30年度分	平成30年4月から 平成31年3月まで	例：最終の加算支払いが 令和元年5月中の場合 ⇒ 令和元年7月末日
事業廃止	例：平成30年12月末廃止	平成30年4月から 平成30年12月まで	例：最終の加算支払いが 平成31年2月中の場合 ⇒ 平成31年4月末日

※実績報告の提出期限は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日です

### その他

- ◆毎年度、届出及び実績報告が必要です
- ◆当該届出締切日が閉庁日の場合は、当該直近前開庁日です
- ◆複数の介護サービス事業所を有する介護サービス事業者については、特例で県内外を問わず複数の事業所間で一括して介護職員処遇改善計画書を作成することが認められています
- ◆次の場合、変更後10日以内に変更届の提出が必要です
  - ・就業規則の改正（介護職員の処遇に関する内容に限る）
  - ・キャリアパス要件等に関する適合状況の変更